

令和7年

第3回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

日 時 令和7年2月3日（月）
開会 13時00分 閉会 13時18分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 報告

- (1) 令和8年度教員採用試験の主な改善点について
- (2) 条例の提案に対する意見の申出について
 - ・福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - ・福岡県公立学校職員の給与に関する条例及び福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 教育費予算に対する意見の申出について（令和6年度2月補正予算、令和7年度暫定予算）

【内 容】

1 出席者

教育長：寺崎雅巳

委 員：木下比奈子、堤康博、久保竜二、松浦賢長、西田久美

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 上田哲子、理事兼教育総務部長 松永一雄、教育振興部長 田中直喜、副理事兼総務企画課長 綾部耕士、財務課長 佐々木正、教職員課長 中嶋健一 外

4 傍聴者等数

2名

5 議事録

【寺崎教育長】

定足数に達しておりますので、ただ今から第3回教育委員会会議定例会を開催します。

本日は報道機関の方から、会議の撮影の申し出がありましたので、会議の冒頭部分について、3分程度、撮影を許可いたします。

各委員は、会議に入ります前に、配付資料に、お目通しをお願いします。

< 撮 影 終 了 後 >

撮影が終了しましたので、この後、会議の傍聴をされない方につきましては、御退室をお願いいたします。

傍聴人に申し上げます。

受付で配付された「傍聴人の留意事項」を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力ください。

本日の案件につきましては、お手許の画面に表示しているとおりです。

審議に入る前に、非公开发議の有無を確認します。

本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< 発 議 な し >

【寺崎教育長】

ないようですので、以上で非公开发議の確認を終わります。

よって、本日の会議は、公開にて審議することといたします。

それでは、報告（１）「令和８年度教員採用試験の主な改善点について」を中嶋教職員課長、お願いします。

○報告（１） 令和８年度教員採用試験の主な改善点について

【中嶋教職員課長】

報告（１）令和８年度教員採用試験の主な改善点についてでございます。

<中嶋教職員課長が資料に沿って説明>

【中嶋教職員課長】

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

【松浦委員】

資料の「３ 小学校教員の第二次試験における試験項目の変更」について、こちらの試験項目は何年前から導入されたのでしょうか。

また、近隣県における同様の試験科目状況について教えてください。

【中嶋教職員課長】

導入したのは平成１５年度ですので、およそ２０年前となります。

また、同様の試験を実施しているのは全国で7都県ございまして、九州では本県の他、大分県、宮崎県、鹿児島県が本年度の試験において実施しております。

【松浦委員】

ありがとうございます。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本案件については、終了いたします。

続いて、報告（2）「条例の提案に対する意見の申出について」の1番目「福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を中嶋教職員課長、お願いします。

○報告（2） 条例の提案に対する意見の申出について

（福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について）

【中嶋教職員課長】

報告（2）条例の提案に対する意見の申出についての1番目、福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

< 中嶋教職員課長が資料に沿って説明 >

【中嶋教職員課長】

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本案件については、終了いたします。

続いて、報告（２）「条例の提案に対する意見の申出について」の２番目「福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を中嶋教職員課長、お願いします。

○報告（２） 条例の提案に対する意見の申出について

（福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について）

【中嶋教職員課長】

報告（２）条例の提案に対する意見の申出についての２番目、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

＜中嶋教職員課長が資料に沿って説明＞

【中嶋教職員課長】

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

【堤委員】

今回の条例等の一部改正に伴い、教育庁ではどの程度の方がこの制度を活用されると想定していますか。

また、周知の方法によって活用される方の人数等も変わってくると思うので丁寧な説明が必要と考えますが、その辺の配慮が何かあれば教えてください。

【中嶋教職員課長】

具体的な人数の想定は難しいと考えております。ただ、大人数ではないだろうと思います。

また、周知の件については委員のおっしゃるとおりだと思います。今回が改正後の初年度となりますので、職員に対して周知徹底をしっかりと行い、その後は毎年度、40歳を迎える職員に対する情報提供のほか、職場等での研修を行う予定としておりますので、遺漏なく努めてまいります。

【堤委員】

ありがとうございます。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本案件については、終了いたします。

続いて、報告（２）「条例の提案に対する意見の申出について」の３番目「福岡県公立学校職員の給与に関する条例及び福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を佐々木財務課長、お願いします。

○報告（２） 条例の提案に対する意見の申出について

（福岡県公立学校職員の給与に関する条例及び福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

【佐々木財務課長】

報告（２）条例の提案に対する意見の申出についての３番目、福岡県公立学校職員の給与に関する条例及び福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

<佐々木財務課長が資料に沿って説明>

【佐々木財務課長】

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本案件については、終了いたします。

続いて、報告（３）「教育費予算に対する意見の申出について（令和６年度２月補正予算令和７年度暫定予算）」を佐々木財務課長、お願いします。

○報告（３） 教育費予算に対する意見の申出について（令和６年度２月補正予算、令和７年度暫定予算）

【佐々木財務課長】

報告（3）教育費予算に対する意見の申出について（令和6年度2月補正予算、令和7年度暫定予算）でございます。

<佐々木財務課長が資料に沿って説明>

【佐々木財務課長】

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

< な し >

特にないようですので、本案件については、終了いたします。

本日の会議の案件は以上でございます。これで会議を終了いたします。

(13:18)